

令和2年8月20日

各利用団体代表者 各位

谷津コミュニティセンター
センター長 眞崎民樹

コミュニティセンターの利用制限の一部緩和について

残暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、コミュニティセンターご利用に際し、ご協力賜りまして御礼申し上げます。

さて習志野市コミュニティセンターでは、令和2年6月1日から段階的に再開し、令和2年7月14日（火曜）より制限内容を一部緩和したところですが、このたび、これまで使用制限を行っておりました、「昼と夕方の使用制限」及び「各部屋利用時に実施する換気」について、下記のとおり変更致しますので、お知らせ致します。

記

1. 開始時期 令和2年9月1日（火）午前9時から
2. 変更内容

① 昼（12時から13時まで）及び夕方（17時から18時まで）の貸出再開。

これまで、昼と夕方の時間帯に施設職員が実施していました消毒作業は、部屋利用のない時間帯に随時実施いたします。利用者の皆さまにおかれましても、使用の時間内に使用した机やイス等の備品、電気のスイッチ等手の触れた部分の消毒作業を行って頂きますようお願い致します。

② 各部屋利用時には、30分に一度換気を行う。

これまで、1時間に一度実施して頂いていました各部屋の換気について、「習志野版あたらしいルール（生活様式）」をもとに、30分に一度実施して頂きますようお願い致します。